

# 社会福祉法人豊福社会定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 保育所の経営
  - (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人豊福社会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を千葉県千葉市若葉区みつわ台5丁目8番地8号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印することとする。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 土地 千葉県千葉市若葉区みつわ台 5-8-2 所在のみつわ台保育園敷地  
2,100 平方メートル 敷地

- (2) 土地 千葉県千葉市若葉区みつわ台 5-8-1 所在のみつわ台保育園敷地  
1,015 平方メートル 敷地
  - (3) 建物 千葉県千葉市若葉区みつわ台 5-8-2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 みつわ台保育園園舎1棟(717.71 平方メートル)
  - (4) 建物 千葉県千葉市若葉区みつわ台 5-8-2 所在の鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺 2階建 みつわ台保育園園舎 1 棟(1 階 99.24 平方メートル 2 階 99.24 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。



## 第7章 解散

(解 散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人豊福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

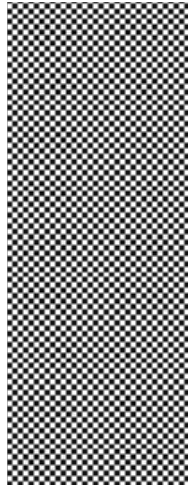
第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

社会福祉法人豊福社会 設立当初の役員

理 事 長  
理 事  
理 事  
理 事  
理 事  
理 事  
理 事  
監 事  
監 事



附 則

この定款は、千葉市長認可の日(平成29年 4月 1日)から施行する。

1. 昭和51年 3月16日認可
2. 昭和51年 9月10日認可
3. 昭和62年 3月25日認可
4. 平成 3年 8月 7日認可
5. 平成 4年 9月 7日認可
6. 平成 6年 3月 7日認可
7. 平成10年 2月 7日認可
8. 平成13年 6月 7日認可
9. 平成17年 7月20日認可
10. 平成21年 7月10日認可
11. 平成25年 6月21日認可

法改正に伴い平成29年4月1日から施行する。

ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

# 社会福祉法人豊福社会定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人豊福社会(以下「法人」という。)定款第40条の規定により、法人運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員会・理事会等の役割

(評議員会・理事会の役割)

第2条 理事長は、次の業務についてよく理解及び把握し、理事会の承認決議を受けて評議員会の承認を得なければならない。

- ①事業計画・収支予算書資金調達及び設備投資の見込み等
- ②評議員会で決議する、第10条の(1)から(9)の項目について、理事会で内容を協議精査し評議員会に提案し決議を得る。第10条の(1)から(9)の項目は次のとおり。
  1. 理事及び監事の選任又は解任
  2. 理事及び監事の報酬等の額
  3. 理事・監事及び評議員に対する報酬などの支給の基準
  4. 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)
  5. 定款の変更
  6. 残余財産の処分
  7. 基本財産の処分
  8. 社会福祉充実計画の承認
  9. この他ものとして法令又はこの定款で定められた事項

(理事長及び業務執行理事の役割)

第3条 理事長は法人を代表しその法人運営の牽引をなし、法人のガバナンスに最善の力を注ぐこと。業務執行理事は理事長を補佐し、地域社会・職員・理事会・評議員会に配慮しつつ理事長と共に業務に取り組むこと。

(報告事項)

第4条 基本的に理事会で協議決議し評議員会に報告し、定款で定められている評議員会に承認決議する。

2 評議員会に報告すべき内容に十分に理事長は配慮しなければならない。

### 第3章 議事録

(議事録)

第5条 評議員議事録は、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。理事会議事録は出席した理事長及び監事2名が議事録に記名押印し、監事が欠席の場合理事2名を選出し、記名押印することとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、開催案内、提出議案書を、議事録に添付し保存すること。

4 作成した議事録は、次回の理事会で、各評議員並びに各理事に供覧するものとする。

### 第4章 監事

(監事監査)

第6条 法人定款第18条に規定する監事の職務として、理事の職務の執行を監査すると同時に決算時に、事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書等の決算監査を実施する。

2 監事は随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査の報告)

第7条 監事は監査の終了後監査結果報告書を作成し、記名押印の上理事長に提出するものとする。

### 第5章 評議員選任及び解任委員の選出

(評議員選任及び解任委員選任)

第 8 条 評議員選任及び推薦解任委員会は、監事 1 名・事務局員 1 名・外部委員 1 名の 3 名

で構成するが、選任の候補者は理事会が提案する。

2 評議員選任委員及び推薦解任委員は法人の経営で重要な評議員を提する立場であり、理事会は丁寧に提案することとする。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 9 条 理事長並びに施設長が専決できる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 10 条 理事長並びに施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要と認められる事項については、速やかに文章又は口頭により理事会に報しなければならない。

(定款細則の変更については、理事会の 2/3 以上をもって承認を得る。

附 則

1. この細則は、平成25年 4月 1日から施行する。
2. この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 別紙1 理事長・施設長の専決事項

「社会福祉法人 豊福社会定款」第9条第1項において「日常の軽易な業務は理事長がこれを専決」とあるが「日常の軽易な業務」とは次の通りとする。

- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効果の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係わる契約であって予算の範囲内のもの。  
補助事業の国・県等の補助金が決定又は内定している場合の補助金・福祉医療機構の借入金に対する、民間金融機関からのつなぎ資金借入については理事会の承認を得て実施すること。
- ⑤ 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの  
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ 設備整備の保守管理、物品の修理等  
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦ 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。  
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入園者・利用者の処遇に関すること

- ⑩ 入園者の預かり金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
(注)寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。
- ⑫ 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
- ⑬ 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- ⑭ 職員の昇給・昇格に関すること。
- ⑮ 各種証明書の交付に関すること

なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(専決範囲)

前項の第5項、6項、7項については下表の範囲とする。

契 約 の 種 類	金 額
1. 工事又は製造の請負	250万円
2. 食料品、物品等の販売	160万円
3. 前各号に掲げるもの以外	100万円

(その他)

この細則に定めるものの他、実施の細部については、理事長が定める。

(施設長の専決事項)

- ① 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること。
- ② 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
- ③ 所属職員の時間外命令及び休日勤務に関すること。
- ④ 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- ⑤ 臨時職員の任免に関すること。
- ⑥ 臨時職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること。

- ⑦ 人件費及び厚生経費に関する予算の執行。毎月、日常的に請求のある支払いについては、施設長が決済し理事長の承認印も押印する。  
収入事務(寄付金を除く)に関すること。
- ⑧ 収入事務(寄付金を除く)に関すること。
- ⑨ 行政官庁からの照会に関すること。そのほか定例または軽易な事項。

#### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

### 社会福祉法人豊福社会 評議員選任・解任委員会の細則(案)

#### (目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人豊福社会(以下「法人」という。)定款第6条第3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する事項について定める。

#### (委員会の設置)

第2条 委員会は、本法人の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

#### (委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員1名、監事1名、事務局員1名の合計3名で構成する。  
2 委員会の会長は、委員の互選によって決定する。

#### (委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。



- 2 委員会の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものにする定時評議委員会の終結までとする。
- 3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。
  - (1) 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(出張旅費)

第5条 委員の委員に報酬を支給する。

- 2 委員の支給に関する報酬の規程は別に定める。

(召集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が召集する。

(召集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前に、各委員に対して会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。但し、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第8条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第9条 評議員候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が委員会に行う。

(評議員の選任)

第10条 委員会は、理事会から本法人の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補とした理由
  - (3) 当該候補者と当法人及び役員との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 2 委員会は、評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 3 前項の場合には、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者1人又は2人以上の特定の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議委員の氏名。
  - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位。
  - (4) 補欠の役員について、就任前にその選任の取り消しを行う場合があるときは、その旨及び取り消しを行うための手続き。
- 4 第2項の前項の場合には、補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の解任)

第 11 条 委員会は、理事会から提案された評議委員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決 議)

第 12 条 委員会決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数を以って行う。但し、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 13 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した委員の氏名
  - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 出席委員は、議事録に記名捺印する。
- 4 議事録は10年間保存する。

(補 足)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が

別に定める。

(改 廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規定は平成29年 4月 1日(定時評議員会の議決日)から施行する。

## 役員及び評議員の報酬に関する規程(案)

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人豊福社会の(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる勤務場所とするものをいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、「評議員選任及び解任委員会運営細則」10条に基づいて決議された者ものをいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない、ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等の出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬額は、年間 300,000 円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬額は、年間 100,000 円以内とする。
  - 3 この法人の常任理事の報酬月額は、別表第1「常任理事俸給表」に定めるとおりとする。
  - 4 各々の常任理事の報酬月額は、常任理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
  - 5 非常勤理事に対する報酬は、別表1の「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
  - 6 各々の監事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して評議員会において決めるものとする。
  - 7 個々の評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員及び評議員には、通勤に要する旅費(宿泊費を含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うも

のとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会出席の都度、礼金として一人一律 5,000 円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、礼金として一人一律 5,000 円